

日 薬 業 発 第 7 8 号

平成 26 年 6 月 11 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 児 玉 孝

### 「薬と健康の週間」の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、本年度の「薬と健康の週間」（10 月 17 日～23 日）の実施要綱が別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

同週間は、医薬品及び薬剤師等の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として実施されております。本年度より、実施要綱「4. 実施事項（1）総論」のキ項には「セルフメディケーション推進の観点から、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を担っている薬局・薬剤師について、その役割と活動状況を積極的に紹介する」また、同コ項には、「医薬品の新たな販売制度（平成 26 年 6 月 12 日施行）の着実な施行に向けて、改正内容を周知徹底するとともに、薬局・店舗における対応状況について把握に努める」など、健康情報拠点としての薬局・薬剤師の役割や医薬品の新たな販売制度について重点を置いて加筆されております。

また、本週間で例年厚生労働省から提供されていますポスター・リーフレットの増刷につきましては、別途ご案内申し上げます。

貴会におかれましては、関係機関と十分ご連絡の上、実施していただきたくお願い申し上げます。

なお、本年度の全国統一事業につきましては、昨年度事業の継続発展的な取り組みを予定しております。詳細は改めてご通知いたしますので、ご予約下さいますようお願いいたします。

5  
05

薬食発0602第49号  
平26年6月2日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

医 薬 食 品 局 長  
( 公 印 省 略 )

「薬と健康の週間」の実施について

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、平成26年10月17日（金）から10月23日（木）までの1週間を「薬と健康の週間」とし、別添平成26年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき実施することとしましたので、貴団体におかれましても、格段の御配慮をお願い申し上げます。

## 平成26年度「薬と健康の週間」実施要綱

### 1 目的

本週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

### 2 実施期間

平成26年10月17日（金）から10月23日（木）までの1週間

### 3 実施機関

主 催 厚生労働省、都道府県、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

後 援 文部科学省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会、公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人全国配置薬協会、全国医薬品小売商業組合連合会、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

### 4 実施事項

#### (1) 総 論

医薬品や薬剤師等の専門家の役割についての正しい知識を国民の間に普及させるため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力を得て、それぞれの実情に即した運動計画を策定して実施する。

特に、医薬分業が各地域で円滑に推進され、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の大切さ及びこれらによる国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できるように、ポスター等啓発資材を用いて積極的な運動を展開する。

ア 医薬品は、医師、薬剤師等の専門家に相談して使用すべきことを普及啓発する。

イ 医薬分業の趣旨は、医師と薬剤師がそれぞれの専門的知識を活かしつつ業務を分担し、国民医療の質の向上を図るものであることを普及啓発する。

また、医薬分業により得られる次のような利点についても併せて普及啓発する。

- ・薬剤師が医師と独立した立場から処方内容をチェックした上で調剤を行うことで患者が複数の医療機関を受診した場合でも「重複投薬の防止」や「相互作用の確認」が可能になる
- ・患者に処方箋を交付することにより、患者自身が服用している薬を知ること

ができる

- ・医師にとっては、医療機関で採用している薬に縛られずに処方ができる
- ・病院の薬剤師にとっては、外来患者に対する調剤業務が軽減され、より重篤な入院患者に対する適切な薬物治療や服薬管理に集中できる

ウ かかりつけの薬局で、薬剤師が一元的な薬歴管理を行うことにより、複数の医療機関・診療科受診による重複投与や相互作用の確認等を行うことができ、薬物療法の有効性・安全性の向上が期待できることについて普及啓発する。

エ 重複投与や相互作用の確認等のために、お薬手帳（電子版を含む）の積極的な活用や普及を図る。

オ 医薬品は、使用期間、用法、用量、保管方法などを守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のため副作用が起りやすく、また複数の医療機関・診療科受診による重複投与、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の危険性が高いことから、なお一層医薬品の正しい使用を普及啓発する。

また、医薬品の誤飲事故、特に小児による医薬品の誤飲事故の事例が多いとされていることから、医薬品を小児等の手の届かない場所に保管するなど、適切な保管・管理をするよう、患者の家族等への注意喚起も併せて普及啓発する。

さらに、患者への情報提供を徹底するために、薬剤師の側からの患者に対する声かけが重要であることを普及啓発する。

カ 医療及び公衆衛生面における薬剤師の活動の現状に鑑み、薬剤師の役割についての正しい知識を普及啓発する。

キ セルフメディケーション推進の観点から、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を担っている薬局・薬剤師について、その役割と活動状況を積極的に紹介する。

ク 薬局・薬剤師は、地域の在宅医療をはじめ、地域包括ケアの担い手の一員であることから、他の医療・介護職種や地域住民に対して、在宅医療等地域包括ケアにおける薬剤師の役割と活動状況を積極的に紹介する。

ケ 薬局・薬剤師には、後発医薬品に関する説明を適切に行うことが求められていることから、薬局・薬剤師は後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めるとともに、後発医薬品に関する正しい理解・知識を普及啓発する。

コ 医薬品の新たな販売制度（平成 26 年 6 月 12 日施行）の着実な施行に向けて、

改正内容を周知するとともに、薬局・店舗における対応状況について把握に努める。また、要指導医薬品、一般用医薬品等のリスクに応じた情報提供や指導等、新制度の趣旨に沿った販売が行われ、医薬品の適正使用につながるよう正しい理解のため普及啓発する。

サ 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度について周知する。

シ 本週間の目的を踏まえ、次の事項についても積極的な推進に努める。

(ア) 医薬品の販売等の際、薬剤師等が、患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切に注意喚起するなどの取組を行う。

(イ) 麻薬、覚醒剤をはじめ、合法ハーブ等と称して販売されている薬物（いわゆる脱法ドラッグ）等の健康に及ぼす影響について周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

(ウ) 地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行う。

(エ) 医薬品の研究開発の必要性和製薬企業や医療機関の取組みに対する理解を求める普及啓発を行う。

## (2) 厚生労働省及び日本薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

(ア) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨を周知する。

(イ) 厚生労働省及び日本薬剤師会は、薬事関係団体及び製造業者の協力を得て当該製造業者のテレビ、ラジオの提供番組又は新聞等の広告紙面を利用して本週間の趣旨を周知する。

イ 印刷物の作成配布

厚生労働省及び日本薬剤師会は、広報資料として「薬と健康の週間」に関するポスター、リーフレット等を作成して都道府県、都道府県薬剤師会等に配布する。

ウ 薬事功労者の表彰

厚生労働大臣は、薬事功労者を表彰する。

### (3) 都道府県及び都道府県薬剤師会における実施事項

#### ア 広報機関等による啓発宣伝

都道府県及び都道府県薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨を周知する。

#### イ 各種催し物等の実施

(ア) 都道府県知事は、薬事功労者、優良薬局を表彰する。

(イ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、講演会、座談会、医薬品相談会、展示会等の催し物を開催して本週間の趣旨を徹底する。特に、老人クラブ等関係団体の協力を得て、高齢者及び小児の保護者に対して、医薬品の誤用・誤飲防止等も含め、薬の正しい使い方について啓発活動を行う。

(ウ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、自らがまたは関係団体等が作成した薬の正しい使い方等に関する啓発資材について、その効果的な活用を行うために関係団体等と連携する。

(エ) 都道府県薬剤師会は、小地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催する等の活動を通じて、医薬分業が地域医療に貢献している事例等を積極的に紹介し、医薬分業の趣旨を広く周知する。

(オ) 都道府県薬剤師会は、在宅医療、健康支援などの実施を含めた薬剤師の社会的役割について啓発活動を行う。

(カ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正な在り方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

(キ) 都道府県は「薬局機能情報提供制度」の周知と活用の促進に努める。また、都道府県及び都道府県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの提供、公表に努める。この際、在宅医療に関する事項を盛り込む等、地域住民が自身の望む医療を受けることができる医療機関・薬局を選択するために役立つ情報を盛り込む。

(ク) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、教育委員会を通じて児童生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演等を実施することにより本週間の趣旨を徹底しつつ、学校薬剤師による地域活動等を支援する。

(ケ) 都道府県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、薬剤師の活動分野を紹介する。

(コ) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、麻薬、覚醒剤をはじめ、合法ハーブ等と称して販売されているいわゆる脱法ドラッグ等の健康に及ぼす影響について周知し、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を行う。

#### ウ その他

この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連携を取り、相互に協調し、それぞれの実情に即した運動を実施する。

#### (参 考)

1. 実施時期 : 自 平成26年10月17日(金)  
至 平成26年10月23日(木)
2. 実施主体 : 厚生労働省、都道府県、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

後 援 : 文部科学省

(予 定) 日本製薬団体連合会  
公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会  
一般社団法人全国配置薬協会  
全国医薬品小売商業組合連合会  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

#### 3. 開催経緯

昭和24年に「全国薬学週間」が開催されたことに始まり、当初は主催者や開催時期が異なっていたことから、昭和52年になって日本薬剤師会から行事の円滑な実施の観点から毎年同一時期の開催の申し入れがあった。

このため、昭和53年度から他の各種週間行事の実施状況等を勘案のうえ、「薬祖神祭の日」である、10月17日を初日とする1週間を実施期間とした。